

○越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱

平成12年5月31日

告示第109号

改正 平成15年4月18日告示第115号

平成17年5月31日告示第143号

平成18年3月31日告示第98号

平成18年5月30日告示第176号

平成19年3月30日告示第122号

平成21年6月26日告示第191号

平成22年3月29日告示第101号

平成23年3月31日告示第120号

平成24年3月29日告示第117号

(目的等)

第1条 この要綱は、審議会等の適正な設置及び円滑な運用を図るために必要な事項を定めることにより、審議会等の運営の透明性及び公正性を確保するとともに、市政に対する市民参加の促進を図り、もって開かれた市政の推進に資することを目的とする。

2 審議会等の設置及び運用に関し、この要綱に規定する事項について、別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、市長が設置する地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及び有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的とした規則、要綱その他の規程に基づく審議会、委員会、協議会等で、別表に掲げるもの以外のものをいう。

(設置時の留意事項)

第3条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものと

する。

(1) 審議会等の適正な運用を図るため、原則としてその設置根拠となる条例、規則、要綱その他の規程において、審議会等の設置目的、所掌事務並びに委員又は構成員（以下「委員」という。）の人数、選任区分及び任期を明らかにするものとする。

(2) 委員の人数は、必要最小限とする。ただし、法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがある場合は、この限りでない。

(委員の選任)

第4条 委員の選任は、審議会等の設置目的に応じ、次に掲げる事項について十分配慮し、行うものとする。

(1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう、審議会等のそれぞれの設置目的に応じて幅広く市民各界各層から選任する。

(2) 団体に対して委員の推薦を依頼する場合は、委員の重複を避けるため、団体と十分協議を行うとともに、推薦される者が団体の長に固定しないよう配慮する。

(3) 公募により委員を選任することが適当であると認められる審議会等については、積極的に公募制を導入する。この場合において、公募により選任する委員の人数は、当該審議会等の委員定数のおおむね20パーセント以上とする。

(4) 審議会等の委員への女性の登用推進要綱（平成10年12月1日決裁）の趣旨を踏まえ、積極的に女性委員の登用を図る。

(5) 複数の審議会等（市長以外の市の執行機関が設置する審議会等を含む。次条第1項第3号において同じ。）において同一人を重複して委員に選任する場合は、法令に定めがある等の特別の理由がある場合を除き、3機関までとする。

(6) 委員の在任期間は、法令に定めがある等の特別の理由がある場

合を除き、一の審議会等について連続3期以内とする。

(公募委員の応募資格等)

第5条 公募により選任する委員に応募することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 満18歳以上の者であること。
- (2) 市内において、住み、働き、学び、又は活動している者であること。
- (3) 他の審議会等の公募による委員でない者であること。
- (4) 市の職員でない者であること。

2 公募により選任された委員が、前項第2号又は第4号に定める要件に該当しなくなった場合は、その職を失うものとする。

(公募の方法等)

第6条 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について広報紙、インターネットホームページその他の広報媒体を利用する等、より広く周知するものとする。

- (1) 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務
- (2) 応募資格
- (3) 公募人数
- (4) 選任時期及び任期
- (5) 申し込み方法及び申し込み期限
- (6) 問い合わせ先
- (7) その他必要な事項

(意見の聴取)

第7条 審議会等は、審議、調査等に必要があると認めるときは、広く市民の意見聴取に努めるものとする。

(会議の公開)

第8条 審議会等の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれ

かに該当する場合は、公開しないことができる。

(1) 会議において、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第7条各号に掲げる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の代表者が当該審議会等に諮って行うものとする。

3 審議会等の代表者は、会議を公開しないことと決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

4 審議会等を所管する課の長（以下「所管課長」という。）は、当該審議会等の会議の公開又は非公開が決定されたときは、会議の公開・非公開に関する決定報告書（第1号様式）を作成し、速やかに総務部文書法規課情報公開センター（以下「情報公開センター」という。）所長及び企画部行政管理課長に提出するものとする。

（公開の方法）

第9条 審議会等の会議の公開は、傍聴者の定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けて希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議を公正かつ円滑に行えるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

3 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち越谷市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が記載されている会議資料については、この限りでない。

（会議開催の公表）

第10条 審議会等は、公開することと決定した会議を開催しようとする

ときは、開催日前7日までに会議開催について庁舎内へ掲示すること及びインターネットホームページへ掲載することにより公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

2 前項の規定による庁舎内への掲示は、情報公開センターにおいて行うものとする。この場合において、所管課長は、当該掲示用に、会議開催のお知らせ（第2号様式）を作成し、情報公開センター所長に提出するものとする。

3 審議会等は、第1項の規定による公表のほか、広報紙その他の広報媒体を活用すること等により、会議開催について公表するよう努めるものとする。

（会議録の作成）

第11条 審議会等の会議の経過及び結果の正確性を確保するため、審議会等の事務局において会議録を作成するものとする。

（会議開催結果の公表）

第12条 審議会等は、公開した会議については、会議の概要を市民の閲覧に供すること及びインターネットホームページへ掲載することにより、会議の開催結果を公表するものとする。

2 審議会等は、前項の規定による公表に当たっては、会議の概要に会議録及び会議資料を添付するよう努めるものとする。

3 第1項の閲覧は、情報公開センターにおいて行うものとする。この場合において、所管課長は、当該閲覧用に、会議の開催結果（第3号様式）を作成し、情報公開センター所長に提出するものとする。

4 審議会等は、第1項の規定による公表のほか、広報紙その他の広報媒体を活用すること等により、会議の開催結果について公表するよう努めるものとする。

（委員情報の登録）

第13条 所管課長は、委員を選任したときは、速やかに公職者システム

に必要な情報を登録するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか審議会等の設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

附 則 (平成15年告示第115号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年告示第143号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表に男女共同参画苦情処理委員の項を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第98号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第176号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第5条第2項の規定は、この告示の施行の日以後に公募により選任される委員について適用する。

附 則 (平成19年告示第122号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第191号)

この告示は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第101号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第120号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第117号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象外となる審議会等

| 審議会等名称 |
|--------------|
| 広報・広聴専門委員 |
| 福祉保健オンブズパーソン |
| 男女共同参画苦情処理委員 |